

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

一 キヤバレー等に係る規制の見直し（旧法第二条第一項第一号及び第二号関係）

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業（キヤバレー等営業）について、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含まれるものとして、独立した号は設けないこととする。

二 ナイトクラブ等に係る規制の見直し（旧法第二条第一項第三号関係）

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（ナイトクラブ等営業）のうち、他の規定により風俗営業とされるもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供して営むものについては、第二の二の（一）の許可を受けた場合には、深夜（午前零時から午前六時まで）においてもその営業を営むことができることとする。

三 ダンスホール等に係る規制の見直し（旧法第二条第一項第四号関係）

設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスホール等営業）を本法による規制の対象から除外することとする。

第二 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

一 用語の定義に関する規定の整備（第二条第十一項及び第十二項関係）

（一）「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいうこととする。

（二）「特定遊興飲食店営業者」とは、二の（一）の許可等を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいうこととする。

二 特定遊興飲食店営業の規制の新設（第三十一条の二十二から第三十一条の二十五まで関係）

（一）特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととし、許可の手続等について定めるとともに、許可に係る欠格事由として以下の事項を定めることとする。

ア 許可を受けようとする者が、成年被後見人、一定の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わるなどした日から起算して五年を経過しない者、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者等であるとき。

イ 営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

ウ 営業所が、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い条例で定める地域内にないとき（当該営業所が、ホテル等の施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであるときを除く。）。

エ (五) の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

(二) 許可の取消し、許可証の返納等について定めることとする。

(三) 営業所の構造・設備の維持、照度の規制、騒音及び振動の規制、接客従業者に対する拘束的行為の規制等、特定遊興飲食店営業者が遵守すべき事項について定めることとする。

(四) 特定遊興飲食店営業を営む者の禁止行為として、深夜における営業に関し客引き等を行うこと、午

後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること等を定めることとする。

(五) 特定遊興飲食店営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う者として、管理者を選任しなければならないこととする。

(六) 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令等の規定に違反したときは、必要な指示をすることができることとする。

(七) 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令等に違反したとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分等に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

三 特定遊興飲食店営業者の団体に関する規定の整備（第四十四条関係）

特定遊興飲食店営業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、

その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に届出をしなければならないこととする。

第三 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

一 深夜に営まれる風俗営業等の営業所の周辺における客の迷惑行為の防止等に関する規定の整備（第十条第三項及び第四項並びに第三十一条の二十三関係）

（一）風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないこととする。

（二）風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならないこととする。

二 風俗環境保全協議会に関する規定の整備（第三十八条の四関係）

（一）公安委員会は、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに、

当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、地域住民等により構成される風俗環境保全協議会を置くように努めるものとする。

(二) (一)の協議会は、地域における良好な風俗環境の保全に対する風俗営業等による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うなどするものとする。

第四 その他

一 営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し（第十三条第一項関係）

午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内においては、午前零時以後の当該条例で定める時まで風俗営業を営むことができることとする。

二 ゲームセンターへの十八歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し（第二十二條第二項関係）

午後十時前の時間におけるゲームセンター営業の営業所への十八歳未満の者の立ち入らせについて、都道府県の条例により、保護者の同伴を求めること等の制限を定めることができることとする。

三 罰則に関する規定その他所要の規定を整備する。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第一の三については公布の日から、二については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

二 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができることとする。

三 二のほか、所要の経過措置を設けることとする。